

国立大学法人等監事協議会会則

平成16年10月7日 決定

平成18年12月4日 改正

平成20年12月9日 改正

平成26年12月8日 改正

平成27年8月27日 改正

平成28年12月12日 改正

平成29年9月28日 改正

令和元年12月6日 改正

(名称)

第1条 この会は、国立大学法人等監事協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）における監事の監査機能の充実を図り、業務運営の適正化に資することを目的とする。

(任務)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、必要な連絡協議及び調査研究を行うとともに、協議会の諸活動に関する情報を積極的に発信する。

(構成)

第4条 協議会は、国立大学法人等の監事をもって構成する。

(組織)

第5条 協議会に、会長1名、副会長1名及び会計監事1名を置く。

- 2 会長は、協議会を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。
- 4 会計監事は、協議会の決算について監査する。
- 5 会長、副会長及び会計監事の選出等に関する取扱いは別に定める。

(総会)

第6条 協議会に、最高の意思決定機関として総会を置き、協議会の全構成員をもって組織する。

- 2 総会は、毎年1回開催するほか、第11条に定める代表世話人会が必要と認めたとき、会長が招集する。
- 3 前項のほか、構成員又は第10条に定める支部から総会の開催を求められ、かつ代表世話人会が必要と認めたとき、会長が招集する。
- 4 総会の議長は、会長とする。

(議決事項)

第7条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 会長の選出

- (2) 会則等の改正
 - (3) 協議会の予算及び決算
 - (4) 第 11 条第 2 項の規定に基づき代表世話人会へ審議を付託する事項及び代表世話人会において総会への提案が必要と認めた事項
- 2 前項第 4 号の事項は、総会が特に認めた場合、第 11 条に規定する代表世話人会に議決させることができる。

(議事)

第 8 条 総会は、構成員の 3 分の 2 以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

- 2 総会の議決は、この会則に別段の定めがある場合を除いて、出席構成員の過半数をもって行う。

(議決権の委任)

第 9 条 総会に出席できない構成員は、書面若しくは電磁的方法により議決し、又は他の構成員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の場合における前条第 1 項及び第 2 項の規定の適用については、その構成員は出席したもののみならず。

(支部)

第 10 条 協議会に支部を置く。

- 2 支部の名称は別表のとおりとし、各支部の構成は、それぞれ同表の法人の欄に掲げる国立大学法人等の監事とする。
- 3 各支部に、その運営に当たらせるため、代表世話人 1 名及び世話人若干名を置く。
- 4 代表世話人は、支部を代表し、支部の運営を総括する。
- 5 世話人は、支部の運営に関し、代表世話人を補佐する。
- 6 代表世話人及び世話人の選出等支部の運営に必要な事項は、各支部において定める。

(代表世話人会)

第 11 条 協議会に、会長及び各支部の代表世話人をもって構成する代表世話人会を置く。

- 2 代表世話人会は、各支部との連絡調整に当たるほか、第 7 条第 1 項第 4 号の規定に基づき総会が付託した事項及び代表世話人会が必要と認めた事項について審議し、総会に提案する。
- 3 代表世話人会は、第 7 条第 2 項の規定に基づき、総会が特に認めた場合、同条第 1 項第 4 号の事項について議決する。
- 4 前項に基づき議決した場合、代表世話人会はその内容を総会の構成員に報告しなければならない。
- 5 代表世話人会の運営に必要な事項は、総会が別に定める。

(運営費)

第 12 条 運営費は、年会費等をもって充てる。

- 2 年会費は、監事が所属する国立大学法人等の 1 法人当たり 5 万円とする。
- 3 運営費は、会長の所属する国立大学法人等の協力を得て管理し、協議会の運営に必要なものとして別に定める基準に基づき経費として支出することができる。
- 4 運営費の支出手続きは、総会で別に定める。

5 各支部の会費は、各支部において定める。

(事業年度)

第13条 協議会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(事務)

第14条 協議会の事務は、会長の所属する国立大学法人等が代表世話人の所属する国立大学法人等の協力を得て遂行する。

(会則の改正)

第15条 この会則は、総会における出席構成員の3分の2以上の多数による議決を経なければ改正することができない。

附則(平成29年9月28日改正)

この改正は平成29年9月28日から施行する。

附則(令和元年12月6日改正)

この改正は令和2年4月1日から施行する。

別 表

支 部	国 立 大 学 法 人 等
北海道支部 (7法人)	北海道大学、北海道教育大学、室蘭工業大学、小樽商科大学 帯広畜産大学、旭川医科大学、北見工業大学
東北支部 (7法人)	弘前大学、岩手大学、東北大学、宮城教育大学、秋田大学 山形大学、福島大学
東京支部 (12法人)	東京大学、東京医科歯科大学、東京外国語大学、東京学芸大学 東京農工大学、東京芸術大学、東京工業大学、東京海洋大学 お茶の水女子大学、電気通信大学、一橋大学 政策研究大学院大学
関東・甲信越支部 (14法人)	茨城大学、筑波大学、筑波技術大学、宇都宮大学、群馬大学 埼玉大学、千葉大学、横浜国立大学、新潟大学 長岡技術科学大学、上越教育大学、山梨大学、信州大学 総合研究大学院大学
東海・北陸支部 (11法人)	富山大学、金沢大学、福井大学、静岡大学、浜松医科大学 東海国立大学機構、愛知教育大学、名古屋工業大学 豊橋技術科学大学、三重大学、北陸先端科学技術大学院大学
近畿支部 (13法人)	滋賀大学、滋賀医科大学、京都大学、京都教育大学 京都工芸繊維大学、大阪大学、大阪教育大学、兵庫教育大学 神戸大学、奈良教育大学、奈良女子大学、和歌山大学 奈良先端科学技術大学院大学
中国・四国支部 (10法人)	鳥取大学、島根大学、岡山大学、広島大学、山口大学 徳島大学、鳴門教育大学、香川大学、愛媛大学、高知大学
九州・沖縄支部 (11法人)	福岡教育大学、九州大学、九州工業大学、佐賀大学 長崎大学、熊本大学、大分大学、宮崎大学、鹿児島大学 鹿屋体育大学、琉球大学
大学共同利用機関支部 (4法人)	人間文化研究機構、自然科学研究機構 高エネルギー加速器研究機構、情報・システム研究機構